

建学の精神

松山東雲学園の建学の精神は、「信仰・希望・愛」であらわされるキリスト教精神です。本学園は、この精神にもとづき、神を畏れ、神による希望に生き、神と隣人を愛する、自立した女性を育成する教育を目指します。

スクール・モットー「信仰・希望・愛」

新約聖書「コリントの信徒への手紙一 13章」では、キリスト教信仰の真髄を「信仰・希望・愛」の3つの言葉によって語っています。本学は、この聖書の言葉に基づいて、神を畏れることを知識の基礎とし、聖書の言葉に励まされ、希望をもって人生の明日を開拓し、神と隣人とを愛し仕えることに、人として生きる課題と使命を見出すことが教育の基礎であり目標と考えています。また、創設者・二宮邦次郎や学園の発展を支えた宣教師たちが目指したキリスト教主義教育の指針は、学園の長い歴史の中で五箇条の言葉―「高遠なる理想」、「敬虔なる信仰」、「真摯なる努力」、「清純なる愛情」、「私心なき奉仕」―にまとめられ、「校訓」として中学・高等学校で継承されています。

「それゆえ、信仰と、希望と、愛、この三つは、いつまでも残る。
その中で最も大いなるものは、愛である」。

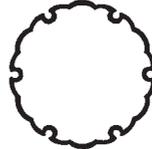
コリントの信徒への手紙一 13章13節

学園名「しののめ」の由来

本学園の前身である松山女学校が、1932(昭和7)年、四年制の高等女学校となる時、「松山東雲高等女学校」と名づけられました。それは、現在中学・高等学校のある地域一帯の町名が「東雲」であったことと、聖書にも「われ黎明(しののめ)をよびさまさん」(文語訳、詩篇第57篇)とあることによります。夜明けに輝かしい日の出を迎えるように、学園に所属する皆さんが未来に向かってすばらしい発展をするという意味の象徴です。



現学章



旧校章

学章の意味

紫地に、真白い雪びら(雪輪紋)を抜き出したものが、松山東雲学園の前身、松山女学校時代の校旗でした。したがって、雪びらが校章でした。

その後、高等学校ホィテ校長及び西村郁夫先生時代になって、生徒の胸につける徽章を制定するにあたり、聖書の信仰と希望と愛の三つを象徴する三つ葉のクローバーを選び、松山女学校の名旗をとどめるべく、松葉をもって図案化されました。

尚、「雪びら」は1928年より、本学「同窓会」の会報の名称、及びロゴ・マークとして今日まで使用されています。

松山東雲学園は、1886(明治19)年創立者(初代校長)二宮邦次郎の女子教育に対する熱い祈りによって、四国最初の女学校として設立されました。以来130余年、キリスト教信仰に基づく女子教育にたゆみない努力を重ねてきました。

1964(昭和39)年県下において最初の女子短期大学を設立し、英文、保育、秘書、生活科学科の4学科を有する全国有数の短大として発展してきました。1992(平成4)年女子大学を設置、人間文化、言語文化の2学科からなる人文学部を置きました。

本学の歴史の概略は、学園ホームページの沿革をご覧ください。

窓口案内

	担当課等 (窓口時間帯)	場所	内容
	キャリア支援課 (8:50～17:50)	B館1階	進路相談、キャリアプログラムの開催、就職や進学に関する資料の閲覧・貸出、しのもめプラス(社会人講座)、しのもめ人財バンクに関すること
	学生支援課 (8:50～17:50)		奨学金、学生生活、障がいのある学生の修学支援、学生会活動、クラブ活動、学研災、学研賠の保険、アルバイト、落とし物に関すること 海外留学プログラム、「海外渡航届」の提出、海外人留学生の入国管理手続き等に関すること ボランティア活動に関すること
	総務課 (8:50～17:50)	本館南1階	教職員に関すること 行事等に関すること 学内の施設管理等に関すること
	経理課 (8:50～17:50)		学納金等に関すること
	教務課 (8:50～17:50)		履修登録、休講・補講等授業に関する こと
	入試課 (8:50～17:50)		学生募集・入学試験に関すること
	保健室 (8:50～17:50)	本館北1階	健康診断、健康相談等、学生・教職員の健康管理に関すること
	カウンセリングルーム (9:30～16:30)	本館北2階	悩み、心配ごと、心の健康に関すること
	図書館 通常(8:50～18:00) 休業中(9:00～17:00) ※夏季休業中は16:00まで	愛真館1階	図書館資料の閲覧・貸出、図書館の利用指導に関すること
	情報メディアセンター (8:50～17:50)		情報教育に関すること

キャンパス・マップ



キャンパス内全面禁煙

場所		施設案内	飲食禁止場所 ※カーペットの敷いてある教室は飲食不可
A館	1階	多目的トイレ	全館
B館	地下 1階	大学生協ショップ、学生ホール、 ロッカールーム	3-1教室・3-2教室・幼保実習室
D館	1階	ピアホール (学生食堂)	4-4教室・5-2教室・各実験室 ピアノレッスン室
本館南	1階	掲示板	ロビー・3-1教室・3-7教室
本館北	2階	カウンセリングルーム、多目的トイレ	6-11教室～6-13教室
	1階	保健室、多目的トイレ	
愛真館	2階	チャペル	チャペル・図書館
	1階	図書館、多目的トイレ	

CONTENTS

1. これだけは知っておきたい学生生活必須アイテム	5
1. 学生身分証明書（学生証）	5
2. 学籍番号を覚えよう	5
3. Gmail や掲示板を見る習慣をつけよう	6
4. アドバイザー制度	6
5. バイク・自転車通学	6
6. 学生用ロッカー	7
2. 授業に関するインフォメーション	8
1. 公欠席	8
3. キャンパス・インフォメーション	10
1. 図書館利用案内	10
2. ネットワーク・パソコン利用案内	14
3. ピア・ホール（生協食堂）	15
4. 学生ホール（B館地下1階）	15
5. 生協ショップ	15
6. 保健室の利用案内	16
7. カウンセリングルーム利用案内	16
8. セクシュアル・ハラスメント等人権問題相談窓口利用案内	18
9. 障がいのある学生の修学支援窓口	18
10. 学外からの呼び出し・問い合わせ	18
11. オフィス・アワー	19
12. 学内での活動時間	19
13. 拾得物・紛失物	19
14. 盗難防止	19
15. 事故が発生したら	20
16. 喫煙の禁止	20
17. 勧誘等の禁止	20
18. 火災・地震発生時の対応	21
19. 国際交流事業	25
20. ボランティア活動	26
4. 海外留学に関するインフォメーション	27
1. 2026年度語学・文化研修プログラム	27
2. 海外渡航について	28
5. キャリアサポートに関するインフォメーション	29
1. 東雲のキャリア教育について	29
2. キャリア支援課利用案内	31
3. しのめ人財バンクについて	32

6. 各種手続きに関するインフォメーション	33
1. 学納金の納入	33
2. 学割証	33
3. 各種証明書が必要な場合	34
4. 諸届・願類一覧表	34
5. 学内施設・校具・備品などを使用する場合	35
6. 学内において火気を使用する場合	35
7. 各種制度に関するインフォメーション	36
1. 奨学金	36
2. 栄誉賞	36
3. 学生教育研究災害傷害保険	36
4. 学研災付帯賠償責任保険	37
8. 正課外活動に関するインフォメーション	38
1. 学生会活動	38
2. 学生会組織図	38
3. 大学祭	38
4. クラブ活動	39
9. チャペル・アワー	40
1. キリスト教精神による教育とチャペル・アワー	40
10. キャンパス・ライフ、悠々ガイド	41
1. 一人暮らし	41
2. アルバイト	41
3. 国民年金「学生納付特例制度」	41
4. 考えよう、たばこのこと～女性の身体と喫煙の害～	42
5. ネチケットを守って SNS 利用上トラブルを回避しよう	42
6. 防犯で安心	43
7. カルトに気をつけよう——手遅れにならないために——	44
8. 絶対ダメ！あなたの未来を奪う薬物乱用	44
9. 架空請求	45
10. 「悪質商法」とは	45
11. モノなしマルチ商法	45
12. クーリング・オフ制度	46
13. 性のトラブル ～自分は大丈夫とっていない？～	46
14. デート DV ～1人で悩まないで～	47
15. 学生懲戒について	48

1. これだけは知っておきたい学生生活必須アイテム

1 .学生身分証明書 (学生証)

- (1) 学生身分証明書(学生証)は、学生の身分を証明する重要なものです。常に携帯し、本学教職員から提示を求められた場合は、直ちに提示しなければなりません。また試験を受ける場合、各種証明書の交付を受ける場合にも、必ず学生証が必要です。
- (2) 学生証は、他人に貸したり譲ったり、その他不正使用をしてはなりません。また、紛失・盗難にあつて悪用されないよう十分気をつけてください。学生証の有効期間は女子大は4年間、短大は2年間です。卒業・退学により学生としての身分が消滅した場合は、直ちに学生証を学生支援課に返却してください。
- (3) 学生証の記載事項に変更があった場合は、直ちに学生支援課まで届け出てください。



学生証を紛失したり、盗難にあつた場合は、どうすればいいですか？

A。学生証を紛失したり、盗難にあつたりした場合は、速やかに学生支援課に届け出てください。また、学生用 HP の「証明書申込フォーム」から学生証再発行の申し込みをしてください。

[女子大学]



[短期大学]



2 .学籍番号を覚えよう

学生個人への連絡は学籍番号で行います。自分の学籍番号をしっかりと覚えましょう。各自の学籍番号は7桁の英数字で表しています。

例) J 0 2 6 0 0 1

① ② ③

この英数字はそれぞれ次のような意味があります。

① 所属する学科・専攻

〔女子大学〕 J… 心理子ども学科子ども専攻 F… 心理子ども学科社会福祉専攻
D… 心理子ども学科地域イノベーション専攻

〔短期大学〕 E… 保育科 T… 現代ビジネス学科 U… 食物栄養学科

② 入学した年度(西暦下2桁)

③ 所属する学科・専攻での番号

3 .Gmailや掲示板を見る習慣をつけよう

本学から学生への連絡は、東雲 UNIPA や Gmail、掲示板によって行います。掲示による学生個人への連絡は、原則として学籍番号で行います。

連絡をした時点で、学生には伝達したものとみなします。**見過ごし・見間違い・思い違いなどによる不利益は、学生本人の責任として処理します。**毎日、掲示板や Gmail を注意して見てください。

* 掲示板の設置場所は、次の通りです。

内容	女子大学	短期大学
教務課	本館南1階ロビー東	本館南1階ロビー西
学生支援課・保健室・カウンセリングルーム・国際交流	本館南1階ロビー	
図書館		
キリスト教センター (チャペル・アワースケジュール)		
キャリア支援課	B館1階キャリア支援課前・本館南1階ロビー	
その他	本館南3階・4階	

4 .アドバイザー制度

学生生活を送るなかでは、学修の仕方・生活の仕方・将来の計画・その他個人的なことで、自分一人では解決が得られないことも少なくありません。また、学生生活をより有意義なものにするためには、経験豊かな第三者の助言を必要とする場合も多くあります。このような時に、相談にのり、また適切な助言が得られるようにと設けられているのがアドバイザー制です。

自分のアドバイザーを確認し、積極的に研究室を訪ね、相談してみてください。

5 .バイク・自転車通学

バイク通学を希望する学生は、「バイク通学許可願」に自賠償保険証明書の写しを添付し、学生支援課へ提出してください。自転車通学を希望する学生は、特に手続きは必要ありませんが、愛媛県では2020年4月から条例が改正され、自転車保険への加入が義務化されております。きちんと加入しているかを確認してください。

バイク通学者は5月に行われる『バイク講習会』に参加し、講習後に配布される登



録シールをバイクの後部に貼り付けてください。登録シールを貼っていないバイクは、通学が許可されていないものとみなし、強制撤去する場合があります。**バイク未登録者は大学加入の保険（P.36～37参照）の対象となりませんので、必ず登録してください。**

2026年4月1日から、自転車にも「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が導入されます。交通事故の原因になるような悪質・危険な交通違反（反則行為）をした16歳以上の運転者に「青切符」を交付し、裁判などの刑事手続きに替えて、反則金の納付によって違反処理する制度です。気軽に乗れる自転車だからこそ、交通ルールを守って、ヘルメットの着用等、安全な走行を心がけましょう。

バイク・自転車は、校内でも安全運転を心がけ、指定された場所に駐輪して必ず施錠してください。

自動車通学の禁止



学生の自動車での通学は、学内の教育環境の保全や駐車場の問題から全面的に禁止しています。

また、学内外で無断駐車が発見された場合、関係機関に通報し、撤去することがあります。

6. 学生用ロッカー

本学では、希望者にロッカーを貸し出しています。ロッカー使用希望者は、学生支援課に「ロッカー使用願」を提出してください。**使用するロッカーは指定しますので、ロッカーを無断で使用しないようにしてください。**また、ロッカーの鍵は各自が用意してください。

ロッカー内は、整理・整頓に努め、周辺及びロッカーの上には不要な物を放置しないように、また、シールなども貼らないように大切に使用してください。

ロッカーの使用期間は1年間です。使用期間終了後は、必ず内部の荷物を全て持ち帰ってください。ロッカーを次年度も使用する場合は、年度初めに学生支援課に再度「ロッカー使用願」を提出してください。**（毎年3月初旬にロッカー掃除を行い、中のものは全て処分します。処分による不利益は、学生本人の責任です。）**

ロッカー場所 B館地下1階（生協ショップ横）

※鍵の故障、紛失などのロッカーに関する手続きの窓口は学生支援課です。

2. 授業に関するインフォメーション

1. 公欠席

公欠席とは、学外実習・学生会活動・就職試験や進学試験・公共交通機関の事故又は運休・学校感染症・忌引・その他教務部長の認めた特別の事由のために授業を欠席する場合をいいます。

〈公欠席の適用を受けるには〉

「公欠席許可願」を関係各課に提出し、関係各部長の許可を得なければなりません。**公欠席許可願は事前に提出することを原則とします。**やむを得ず事後の提出になる場合は、原則として欠席日以後1週間以内（当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません）に提出しなければなりません。

公欠席事由及び適用条件		書類提出先	備考		
就職・進学試験	受験のために義務付けられている会社説明会及び就職試験（詳細は事前に確認すること）又は進学のための入学試験	キャリア支援課	「受験証明書」を添付（キャリア支援課窓口にて事前に受け取り）		
学生会活動	<体育部で対外試合に出場> 一人年間2回まで（ただし、四国インカレは含まない） （地方大会から全国大会まで、もしくは予選から決勝までのように1大会期間は1回） <文化部の対外発表> 一人年間2回まで	学生支援課	別枠あり		
学校保健安全法に基づく学校感染症	別表のとおり	学生支援課	医師の診断書を添付*1（必要な出席停止期間が明記されたもの）		
忌引	葬儀などが行われた日を含む次に掲げる期間 （日数は連続するものとし、土・日・祝日を含む）		教務課	会葬礼状など事由を証明する書類を添付	
	死亡者区分				日数
	配偶者	10日			
		血族			姻族
	一親等直系尊属(父母)	7日			3日
	同 卑属(子)	5日			1日
	二親等直系尊属(祖父母)	3日			1日
	二親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日			1日
三親等直系尊属(曾祖父母)	2日	1日			
三親等の傍系者(伯叔父母・甥姪)	1日	1日			
その他：兄弟姉妹・伯叔父母・甥姪それぞれの配偶者					
裁判員に選任された場合	裁判員制度による裁判員に選任され、裁判に参加した場合、適用される。	教務課	呼出状の写し、裁判所発行の書類を添付		
学外学習	学外実習授業担当者の指示に従うこと	教務課			
大学主催の海外留学	各授業科目につき2回まで	教務課			
公共交通機関の事故又は運休	公共交通機関とは、鉄道・バス・船舶などの定期路線を指す。タクシー・自家用車・バイク・自転車の事故は責任の所在のいかんにかかわらず、これに含まれない。	教務課	事故又は運休を証明する書類を添付（公共交通機関の発行したもの）		
居住地域又は通学時に經由する地域などに気象警報が発表	詳細は「気象警報及び公共交通機関の運休に伴う授業などの取扱い」参照	教務課	気象警報が発表されたことを証明する書類を添付		

※1 本学所定の診断書は学生用ホームページに掲載しているのでコピーをして使用すること。

[別表]

学校保健安全法施行規則による感染症の出席停止期間

	疾患名	出席停止期間
第1種	感染症法の1類及び2類感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(季節性)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 細菌性髄膜炎	他者への感染の恐れがないと、医師が認めるまで
第3種	大学で流行を広げることが可能な感染症	※2 その他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、公欠扱いとするものである。感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)、溶連菌感染症、手足口病など。

3. キャンパス・インフォメーション

1. 図書館利用案内

〈入館案内〉

1. 開館時間 通 常 平 日 8:50～18:00
 休 業 中 平 日 9:00～17:00 (夏期休業中は、15:00まで)
 ※時間の変更等は掲示及び公開用図書館ホームページ
 <https://college.shinonome.ac.jp/social/library/> に掲載します。

2. 休館日

土曜日、日曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日。なお、本学が規定する学校休日。長期休暇・臨時休館日等については、その都度掲示します。

3. 入館心得

- 1) 入館時に図書館カウンター職員へ「学生身分証明書」を提示してください。「学生身分証明書」を忘れた場合は、図書館利用はできません。
- 2) 荷物の持ち込みは可能です。ただし、貴重品は各自で管理をお願いします。大きな荷物や携帯品が多数ある場合は、他の利用者の迷惑にならないよう図書館備え付けロッカーに入れてください。
- 3) 閲覧室では、他の利用者に迷惑をかけないように静かに利用してください。携帯電話等は電源を切るかマナーモードにしてください。
- 4) 閲覧室は、実習・実技・製作等の作業はできません。
- 5) 飲食は禁止しています。ただし、健康管理上ふた付き飲料（ペットボトルや水筒）での水分補給は可能です。必ず水滴等机上の後始末をしてください。

4. 入館資格

本学学生・本学教職員・本学退職教職員・本学卒業生・その他の地域開放利用者など館長が許可した者。

〈閱 覧〉

1. 資料の閲覧

- 1) 図書・雑誌・新聞は自由に閲覧できます。閲覧後は元の位置に戻してください。
- 2) 図書は分類番号順に並べています。図書を探す際には、保管場所・配架場所を必ず確認してください。
- 3) 展示図書は展示開始後1週間、新着図書は新着図書棚に展示後1週間は貸出できません。
- 4) 視聴覚資料（ビデオ・CD・LD・CD-ROM・DVDなど）を視聴したい時は、カウンターに申し出てください。

2. 資料の検索

- 1) 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学図書館ホームページ、学生用ホームページの蔵書検索を利用してください。

- 2) オンライン情報検索は、当図書館にない情報を探す場合に利用します。図書館相互協力により、閲覧・文献複写・図書借用などで入手できます (P.14 参照)。
- 3) 資料を検索するためのデータベースには、次のものがあります。
 - ① 資料の所蔵を確認するためのデータベース
 - ・ CiNii Books/ 国立情報学研究所 (CiNii Research に統合されています)
 - ・ 国立国会図書館サーチ / 国立国会図書館
 - ② 文献を検索するためのデータベース
 - ・ CiNii Research/ 国立情報学研究所
 - ・ 図書館向けデジタル化資料送信サービス / 国立国会図書館
 - ③ 新聞記事検索のためのデータベース
 - ・ 愛媛新聞記事データベース

3. インターネットの利用

館内は Wi-Fi のアクセスポイントが設置されており、どの場所でもインターネットに接続することができます。

また、ノートパソコンをカウンターで貸出しています。

貸出希望の場合は、カウンターに申し出てください。

注意事項に従って情報検索や学習に利用してください。

〈貸 出〉

1. 館外貸出

貸出できる図書の冊数と貸出期間

- 学 生 5冊以内 14日以内 (貸出予約がない場合、14日間の延長も可)

2. 貸出手続き

貸出希望の図書は、「学生身分証明書」を添えてカウンターまで持ってきてください。「学生身分証明書」がない場合は貸出できません。

3. 貸出予約

次のものは貸出予約ができます。カウンターまで申し出てください。

- 他の人が借りている図書
- 新着図書・展示図書 (1週間の展示後貸し出します)

4. 貸出規制資料

次の資料は、貸し出すことはできません。

- 辞典・事典・大型図書など、禁帯出の図書
- 新聞・雑誌・視聴覚資料
- 展示期間中の新着図書

ただし、禁帯出の図書、最新号以外の学術雑誌はオーバーナイトローン（一夜貸出）が利用できます。

また、館長が許可した場合には貸し出すことができます。



5. 転 貸

貸出中の図書を他の人に貸したりはしないでください。

6. 返却手続き

返却図書は、カウンターにて返却処理が終わったことを確認してください。また、閉館後及び休館日に返却する場合は、図書館入り口の返却BOXを利用してください。返却BOXを利用した場合、返却処理は次の開館日になります。

大型本、紙しばい、CD や CD-ROM などの付録がついている図書は、カウンターに返却してください。

7. 返却の遅滞

図書の返却期日は厳守してください。図書を延滞している期間は、図書の館外貸出及び視聴覚資料の閲覧はできません。学外実習等で、返却期日までに返却できない場合は、カウンターにご相談ください。

8. 無断持ち出し

図書は、大学の固定資産として登録されています。貸出手続きをしないで無断で持ち出しをしないでください。

9. 紛失、汚損

図書館の図書・視聴覚資料・備品等を紛失・汚損・破損した場合は、所定の弁償が発生しますので注意してください。

〈複 写〉

図書館の資料に限り、著作権法の範囲内において複写できます（一人に対し1部ずつ）。カウンターで複写機利用カードをお貸ししますので、申し出てください。料金は、用紙のサイズに関係なく、1枚10円です。

新聞記事検索データベースより複写した場合も、1枚につき10円の料金が必要です。

〈購入希望図書・視聴覚資料〉

必要とする資料が図書館にない場合は、「購入希望用紙」に必要事項を記入し、カウンターまで申し出てください。できる限り希望に添えるようにします。

ただし、雑誌・漫画は購入希望を受けつけていません。

〈図書館相互協力〉

1. 他大学図書館の利用

愛媛地区の大学・短大・高専は、「学生身分証明書」を持参し、各図書館の利用証を作成すれば、相互に利用（閲覧・貸出）できます。手続き・利用方法は、各図書館に確認してください。愛媛県外の大学の図書館を利用したい時は、「図書館資料利用依頼書」を発行しますので、カウンターに申し出てください。

2. 文献複写依頼・図書借用依頼

当図書館にない資料は、所蔵図書館を探して、複写依頼（複写料・送料有料）をすることができます。また、図書であれば借用することもできます（送料有料）。

国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスにより、複写を希望する場合は、1枚 30 円の料金が必要です。

以上の図書館利用については、学生用ホームページ <https://student.shinonome.ac.jp/> をご覧ください。

〈ラーニングcommons〉

学生の能動的な学習スペースとして、ラーニングcommonsを設置しています。グループ学習や製作等のスペースとしても利用できます（40席）。利用希望の場合は、ラーニングcommons入口の利用票に必要事項を記入して、カウンターに申し出てください。利用予約も可能です。

〈お知らせ〉

本学図書館では、市内の書店に実際に出向いて、学生目線で選書を行う「ブックハンティング」や他部署とのコラボ企画など学生参加型の企画を行っています。

また、学生生活を豊かにする企画展示や松山しのめ認定こども園からのおすすめ絵本の展示も行っていますので、学修などにお役立てください。

2 .ネットワーク・パソコン利用案内

窓口

場 所	情報メディアセンター（図書館事務室）
利用時間	月～金曜 8:50～17:50
連 絡 先	Eメールアドレス system@shinonome.ac.jp
学生用ホームページ	https://student.shinonome.ac.jp/

パソコンやインターネットに関するさまざまな相談に応じていますので、気軽にお尋ねください。

利用できるパソコンについて

以下の通りパソコンを設置しています。平日の授業で利用していない時間は自由に利用することができます。本館3-7・D館5-2を土・日・祝日に利用する場合は、「施設校具等使用願」の提出が必要です。各自記入の上、学生支援課に提出してください。また、メンテナンス・長期休暇中など利用できない場合は、事前に予定を学生用ホームページに掲載しますので確認してください。

場所	利用時間	土・日・祝日の利用
本-3-1（マルチメディア教室）	8:50 ～ 20:00	不可
本-3-7（自習室）	8:50 ～ 20:00	施設校具等使用願の提出が必要
D-5-2（情報処理演習室I）	8:50 ～ 20:00	施設校具等使用願の提出が必要
D-5-3（情報処理実習室）	8:50 ～ 20:00	不可

利用にあたっては、以下の事項を守ってください。

- 教室のパソコン、プリンタ等の調子が悪いときは、パソコンに貼っているQRコードを読み取ってトラブル報告フォームから報告するか、窓口まで来て報告してください。詳しくは、学生用ホームページを確認してください。
- 教室で飲食をしないでください。ただし、キャップ付容器による水分補給は認めます。

アカウントの管理について

すべての学生には、履修登録や電子メールなど学内の情報システムで利用するためのアカウントが発行されています。情報システムの利用方法については、ガイダンスや情報関係の授業科目などで説明しています。アカウントは教職員との連絡やレポート提出などに利用しますので、卒業まで自分できちんと管理してください。パスワードを変更する場合は、統合認証システムから変更してください。また、パスワードのトラブルでシステムへのログインができなくなった場合は、窓口に来てください。

なお、本学のメールシステムは、Gmailを利用しています。そのため、インターネットに接続している環境であれば、どこでも利用することができます。スマートフォンからも利用することができますので、登録することをおすすめします。

Wi-Fi環境について

各自のアカウントを使って接続できる Wi-Fi 環境を整備しています。
使える場所・接続方法など、詳しくは学生用ホームページをご覧ください。

SSID : studentWi-Fi

図書館・ピアホールでは、愛媛 CATV の提供している公衆無線 LAN サービス「えひめ FreeWi-Fi」が利用できます。利用方法は、街中にあるアクセスポイントと同じです。

SSID : Ehime_Free_Wi-Fi



Microsoft 365 (Office 365) について

Microsoft 365 は Microsoft が提供するシステムで、インターネットの接続環境があれば、どこからでも利用することができます。

学生のみなさんは在学中は自由に利用することができます。卒業など本学のアカウントが削除された時点で利用できなくなりますので保存データの扱いには注意してください。詳しくは学生用ホームページをご覧ください。

3 .ピア・ホール (生協食堂)

座席数 360 席の大食堂。昼休みは多くの利用で賑わいます。生協食堂の利用方法の基本はセルフでメニューを選んでから、レジでの後払い。メニューは全て自由に組合せ可能な単品で、麺類・丼・カレーも含めて 60 種類以上のアイテムを毎日提供しています。空き時間には食事以外でも使用できる憩いのスペースです。

- 営業時間 11:30~13:00
土日祝日閉店(その他学事に併せて閉店期間あり)

4 .学生ホール (B館地下1階)

テーブルと椅子が並んでいる学生の憩いの空間です。多くの学生が授業の空き時間や放課後をここで過ごしています。

5 .生協ショップ

学生ホール内にあるお店で、まさに「学内のコンビニ」です。それ以外にも、専門書から雑誌まで本の品揃えも充実しています。パソコンや自動車学校等の受付もしている学内のホットステーションです。大学生活で必要なものは、まず生協ショップにおたずねください。

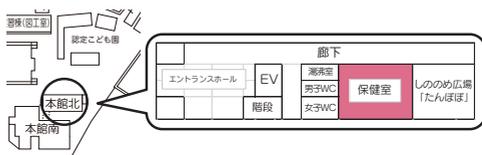
- 営業時間 8:30~16:30 (学事に併せた短縮営業あり)
- 土日祝日閉店(その他学事に併せた閉店あり)

6 .保健室の利用案内

充実した学生生活を送るためには、自分自身の身体と心の健康を守ることが大切です。皆さんが自分の健康を管理し、学生として、また女性として、よりよい生活を過ごせるように保健室はお手伝いしたいと思います。

〈場所〉

本館北1F



〈利用時間〉

月曜日～金曜日 8:50～17:50

〈電話・メール〉

089-931-6211 (代表) 内線513

karada@shinonome.ac.jp

保健室では次のようなことをしています。

- 定期健康診断
 - 「お腹が痛い」「ケガをした」等の一般健康相談や応急処置
 - 医療機関の紹介
 - 助産師さんによるからだの相談 (年4回)、婦人科医師による相談 (年2回)
- 保健室内には、自動身長体重計・自動血圧計等の測定機器や、健康に関するパンフレットが置いてあり、気軽に使用・閲覧できます。

相談内容については秘密を守りますので、安心してご相談ください。

7 .カウンセリングルーム利用案内

〈カウンセリングルームとはこんなところです〉

カウンセリングルームでは、カウンセラーの先生が、あなたの悩みや困りごとについて、一緒に考えてくれます。どんなささいなことでも大丈夫。気軽に相談にきてください。

相談内容については秘密を守ります。相談したことが成績評価に影響したり、就職に不利になることなどはありませんので安心してください。

また、相談事のない時でも立ち寄ってみてください。「気分をリラックスさせたい」「誰かとちょっとおしゃべりがしたい」といった気分転換のためのスペースとして、気軽にご利用ください。

食事をとったり、自習をしたりすることも可能です。



〈カウンセリングルーム利用について〉

〈開室時間〉

原則として、祝祭日・一斉休業期間中は閉室です。

月曜日～金曜日 9:30～16:30

〈場 所〉

本館北2F

〈相談したい時は〉

- 直接カウンセリングルームにおこしください。
- 電話で予約もできます。

☎090-3042-2422

- 学生用ホームページにて Web 予約も受け付けています。「**カウンセリングルーム相談予約フォーム**」より予約してください。

経験豊富なカウンセラーが相談を担当します。また、必要に応じて専門医や学外の相談機関・治療機関もご紹介します。

※曜日によって担当者が異なります。詳しくは、学生用ホームページを見るか、直接お問い合わせください。

〈お知らせ〉

◇「心療内科医による心の相談日」

カウンセリングルームでは、心療内科医に相談できる日をもうけています。詳しい日時は掲示・メール・学生用ホームページによりお知らせします。

8 .セクシュアル・ハラスメント等人権問題相談窓口利用案内

セクシュアル・ハラスメント等人権問題とは？

望まない性的な言葉や行動等人権侵害によって不利益を被ったり、勉学や研究などの環境が悪化したりすることを言い、教育や研究の土台となる信頼関係を踏みにじるのが、セクシュアル・ハラスメント等人権問題です。例えば、学生が教員から受ける人権侵害には、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあります。キリスト教精神による教育を建学の精神とし、構成員の尊厳と人権を尊重しあう姿勢を大切にしてきた本学は、すべての学生及び教職員がセクシュアル・ハラスメント等人権問題のない環境において、勉学・研究・勤労する権利を保障します。

学生生活の中で、性的な嫌がらせなどで困ったり悩んだりしたら、『セクシュアル・ハラスメント等人権問題に係る相談員』に連絡してください。桑原キャンパスでは、桑原キャンパス相談員連絡会（以下「連絡会」）を設置し、4名の教職員が相談員として対応しています。相談についての秘密は固く守られますので、安心して相談してください。相談の申し込みは、メールで受け付けています。詳しくは、学生用ホームページをご覧ください。

連絡会では、いじめはもちろん最近増えている身近な人からの言葉による暴力や身体的暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の相談にも応じています。

気軽にご利用ください。

桑原キャンパス相談窓口 <https://student.shinonome.ac.jp/archives/169>



9 .障がいのある学生の修学支援窓口

本学は障がいのある学生の合理的配慮の提供を含めた修学支援をしています。サポートの必要な学生は学生支援課の窓口で相談に来てください。

10. 学外からの呼び出し・問い合わせ

家族や友人による学外からの呼び出しや伝言・忘れ物の依頼は、学内での学生の所在が容易に確認できないため、緊急（生死にかかわる時）・特別の場合を除き一切応じません。電話による学生の住所・身上・成績・休講・行事などについての問い合わせについても、一切応じておりません。必要がある場合は、登学し掲示を確認するか、事務窓口で問い合わせてください。

上記の件については、特に家族の方に伝えておいてください。

11. オフィス・アワー

大学には、職員室というものはありません。教員は、授業・会議・出講などで不在にしている時以外は、基本的に研究室などで研究執務にあたっています。また、特に週のうち1コマ（90分間）は、「オフィス・アワー」として、皆さんが訪問しても必ず待機している時間を教員ごとに設けていますので、用事がある時はこの時間を確認して積極的に訪ねてください。なお、不在の場合は入室を遠慮してください。教員ごとの「オフィス・アワー」は、各研究室前の「オフィス・アワー」の用紙または、学生用ホームページを確認してください。

非常勤教員については、授業終了後に教室で質問を受け付ける、又は随時、教務課で質問を受け付け照会することもできるので、教務課までお問い合わせください。

12. 学内での活動時間

学内での活動時間は次の通りです。右記の時刻までには、学外へ退出してください。ただし、「施設校具等使用願」を学生支援課に提出していれば、21:00まで、土曜及び休日は19:00まで延長できます。

曜日	終了・退出時刻
月～金	20:00
土・日	18:00

13. 拾得物・紛失物

学内で落とし物、忘れ物をした時、また、落とし物を拾得した時は、直ちに学生支援課に届け出てください。届けられた落とし物は、B館1階に展示し、3ヵ月間保管します。持ち主のはっきりしている拾得物は、掲示などで連絡しますので、持ち物等には氏名を書いておいてください。拾得物をお渡しする時には、本人確認のため学生証の提示が必要となる場合があります。

14. 盗難防止

バッグなどの所持品を教室・学生ホール・ピアホール・図書館・その他に置いたまま席を離れて、盗難にあう場合があります。学内及び学外を問わず、貴重品をはじめバッグなどの所持品は、身辺から離さないよう各自取り扱いに充分注意し、盗難を防止してください。盗難にあったり貴重品をなくしたりした時は、まず最寄りの機関（学内→学生支援課、学外→警察署）に届け、カード類は発行元に停止手続きを取りましょう。学生証・免許証・カードが悪用された場合には、紛失届・盗難届の有無がトラブル解決のカギになります。

山 東 警 察 署 ☎089-943-0110

素 鷲 交 番 ☎089-943-8435

15. 事故が発生したら

1. 通学中の事故

万一交通事故に遭ったり、起こしたりした際は、事故現場で次のように行動してください。

- ①けが人を救助する ②自転車、バイクを安全な場所に移動する
- ③警察へ届ける（110番） ④証人を確保する
- ⑤相手の住所・氏名・連絡先を確認し、メモしておくこと
- ⑥学生支援課へ連絡する

※事故現場では相手と示談や約束はしないようにしてください。

※けがが軽くても、念のため病院で診察を受けてください。

※事故当時は身体等に異常がなくても、後日痛み等が出ることもよくあるので、上記⑤を忘れず行ってください。

2. 授業中、クラブ活動中の事故

- ① 授業科目担当者、クラブ顧問、保健室、学生支援課へ連絡

学生教育研究災害傷害保険の対象になる場合（P38参照）、学生支援課にて手続きが必要です。事故発生から30日以内に事故通知（ハガキ）にて保険会社に連絡しなければ、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

16. 喫煙の禁止

桑原キャンパスは全面禁煙となっています。

学内のどの場所でも喫煙をすることはできませんので、喫煙者の方は注意をしてください。電子タバコでの喫煙もできません。**20歳未満の喫煙や、学内、学園周辺での喫煙等、大学生活において法律に違反する行為や学生の本分に反する行為は懲戒の対象となります。**

また、卒煙希望の学生に対しては、保健室は随時個別相談を受け付けます。

20歳以上で喫煙をする学生は、本人の責任ですので無理に禁煙させることはしませんが、大学近辺の道路や近隣施設を利用しての喫煙、周りの人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないよう努めてください。ルールとマナーを守って喫煙するようにしてください。

17. 勧誘等の禁止

本学学生を対象に、学生会・授業目的以外のアンケートを行ったり、署名・募金及び物品販売したりすることを禁止しています。

また、学生間でのエステ等の勧誘も禁止しています。

18. 火災・地震発生時の対応

地震が起きたら…

■「もぐる」「かぶる」

机の下にもぐる、バッグなどで頭を覆うなど、頭上からの落下物に注意する（電灯、本棚など）

廊下にいる場合は近くの教室に避難し、机の下へ

■「離れる」「開ける」

窓や棚、ガラスなど、割れたり、中のものが飛び出しそうなものから離れる

余裕があれば、戸を開けて出口を確保する

もしエレベーターに乗っている場合は最寄りの階に降りる



■「消す」

火器を使っている時は身の安全を確認してから火を消し、電気器具の電源を切る

揺れがおさまったら…

■冷静に、落ち着く

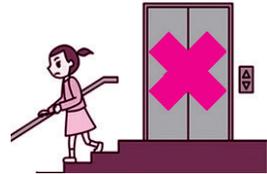
余震の可能性もあるので、慌てずにしばらく様子を見る

■周囲の状況確認

火災は起きていないか、負傷者はいないか確認

■階段を使用する

避難時はエレベータを絶対に使用しないこと！



火災が発生した場合は…

■知らせる

速やかに周囲に知らせる

■初期消火

天井に火が燃え移ったら初期消火はできないため、すぐ避難を

■避難

煙を吸い込まないように、ハンカチ等を口と鼻にあて、姿勢を低くして避難

消火器の利用手順



1 安全栓を引き抜く。

2 ホースをはずし、火元にむける。

3 レバーを強く握って、放射する。

※燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右にふる。

落ち着いたら…

■正しい情報収集

●災害用テレホンガイド（松山市消防局） 050-1809-1911

●えひめの防災・危機管理 <https://ehime.my.salesforce-sites.com/>

●Yahoo! 防災速報

Apple Store または GooglePlay からダウンロード

■家族への安否確認

■大学への安否連絡

大地震発生時に登校できない場合、連絡可能な状況になり次第、以下のQRコードを読みとり大学への安否連絡をお願いします。

報告事項 ①学籍番号 ②氏名 ③本人の状況 ④家族の状況

⑤自宅の状況 ⑥自宅付近の状況 ⑦その他

安否連絡：<https://forms.gle/WSwQJLKcM3hkbifW6>



ライフラインのチェック

ガ ス

- ・火災や酸欠（酸素欠乏）の原因となりやすいので、日頃から安全装置の確認をしておく。
- ・復旧しても、ガス会社の点検があるまではガスの元栓を閉めておく。
- ・ガス漏れした場合、換気扇などのスイッチは火花が飛び爆発の恐れがあるので、換気は窓を開けて行う。

電 気

- ・復旧しても、漏電や感電の恐れがあるので、電気器具は使用前によく点検する。
- ・長時間の停電時の照明としては、ランタン（LED、灯油、オイル）が役に立つ。

水 道

- ・マンションの給水塔の水や井戸水などは、生活用水として利用できる。
- ・日頃から風呂の水を溜め置きする習慣をつける。

応急手当について

出 血

- ・清潔なタオル、ハンカチなどを出血部分にあて、強く圧迫。傷口は心臓より高くしておく。

骨 折

- ・出血していれば、止血を優先する。骨折部位を動かさないように添え木（雑誌やダンボールなど）を当て、安静に。変形した部分を元に戻そうとしてはダメ。

やけど

- ・流水で15分以上冷やす。服を着ているときは服の上から水で冷やす。「水ぶくれ」は破らないように注意。

日頃からの地震災害への対処法

地震による家具の転倒や落下で死亡したり負傷するなど、災害時には思ってもみなかった物が凶器に変身します。日頃から安全を意識した生活環境づくりが大切です。

■災害時の連絡方法や避難路、避難場所を確認しておく。

■家族一人ひとりの役割分担を決めておく。

■家屋周辺の危険箇所の点検・修理をする。

■家具の配置を工夫して部屋の中に安全なスペースをつくる。

■避難路となる玄関や廊下には家具を置かない。

■家具の転倒防止策を講じる。

・固定できるものは固定する。

・本棚やロッカーなどの収納物は、軽いものを上に、重いものを下に収納する。

・できるだけ板の間の上に置く。畳に置くときはベニヤ板を敷く。

■高いところには物を置かない。



非常用持ち出し品をチェックする

いざという時すぐに避難するために、「非常持ち出し品」を用意。保管場所は、一箇所だけではなく、分散（室内・庭・トランクなど）しておき、中身は定期的に下のチェック表を使って点検してください。

また、就寝前に「非常持ち出し品」をリュックなどに入れて枕元に置いておくとういでしょう。

■第一次持ち出し品（基本品目）

さしあたっての必需品。重さの目安は男性で15kg・女性で10kg程度

懐中電灯(予備電池も)	
携帯ラジオ(予備電池も)	
ロウソク・ライター	
缶入食物(乾パンなど)	
飲料水(ペットボトル)	
救急セット・常備薬	
万能はさみ	
軍手・手袋	
非常用アルミ保温シート	
簡易トイレ	
タオル	
ポリ袋	
笛(ホイッスル)	
現金(10円玉も)	
布製粘着テープ	
油性ペン(太)	
筆記用具	

■第二次持ち出し品

長期戦に備えた生活物資品。

食糧	米(レトルト・アルファ米)	
	おかず(缶詰・レトルト)	
	調味料	
水	菓子など	
	飲料水として1人1日3リットルが目安	
卓上コンロ	(ガスボンベ式)	

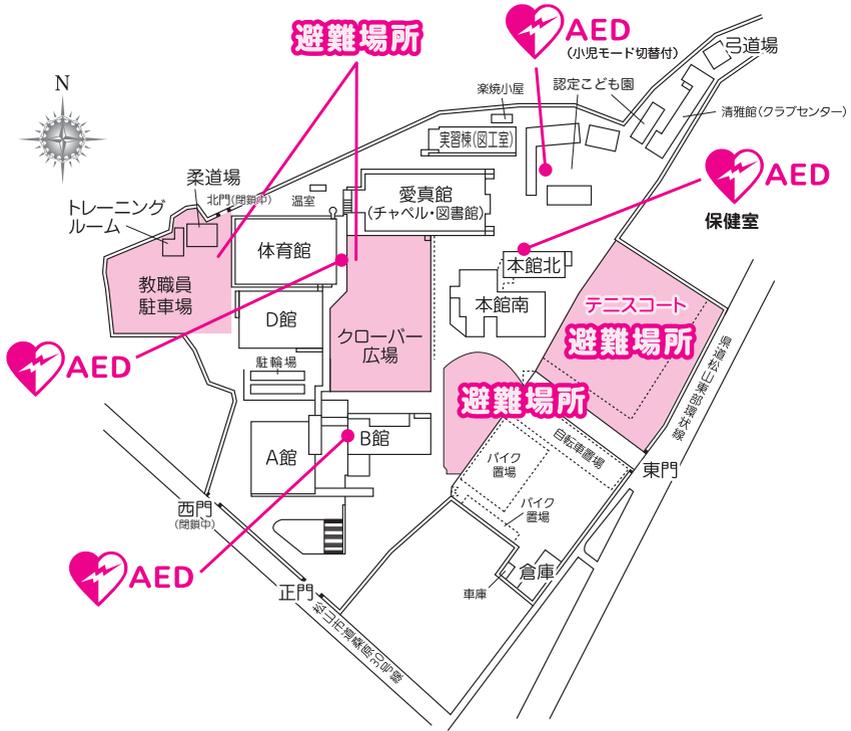
■必要に応じて準備

車や家のスペアキー	
眼鏡・コンタクトセット	
健康保険証・運転免許証(コピー)	
通帳、印鑑	
雨具	
生理用品	
下着・肌着	



○をつけて
チェックして
みよう!

避難場所・AED（自動体外式除細動器）設置場所について



あ、人が倒れている!!

- 1 安全の確認**
- 2 意識の確認**

肩をたいて意識の確認
- 3 助けを呼ぶ**

119番を呼びAEDを!
- 4 呼吸の確認**

胸と腹部の動きを見て、呼吸の確認をします。(10秒以内)
※わからない時は胸骨圧迫を開始
- 5 胸骨圧迫**

※技術と意思があれば胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す

30回の胸骨圧迫 2回の人工呼吸
- 6 AEDで電気ショック**

体から離れてください

救急隊に引き継ぐまで心肺蘇生を続けましょう

松山東雲女子大学 松山東雲短期大学 非常時連絡系統図

本学に災害が発生した場合の非常時連絡網は下記のとおりです。
 なお、災害の状況により、災害対策本部が設置される場合があります。



災害時の安否確認は全ケータイ会社共通対応の「災害用伝言板」が利用できます

「災害用伝言板」は、震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合にケータイ及びスマートフォンのネット上に緊急開設されます。

□ケータイ」利用の場合

各ケータイ上の Web サイトトップ画面「災害用伝言板」からもアクセスできます。



□スマートフォン」利用の場合

◆iPhone

App Store→「災害用伝言板」アプリをダウンロード

◆docomo

dメニューの「災害用安否確認」を選択するか、「災害用キット」のアプリを選択。

◆au

「au災害対策」のアプリを選択。

◆SoftBank

「災害用伝言板」アプリをダウンロード

□その他スマートフォン」や「パソコン」利用の場合

NTT 東西「災害用伝言板 (web171)」

<https://www.web171.jp/> にアクセスし、画面にしたがって利用。

電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル 171(電話サービス)」も利用できます

※利用方法 ①「171」にダイヤル ②音声ガイダンスに従い録音・再生

19. 国際交流事業

本学は、国際交流を促進するために在学学生を対象とした海外への留学プログラムの実施ならびに本学に留学している外国人留学生在が、充実した大学生活を送るための支援をしています。各学生が短期・長期にわたる海外教育機関での語学研修や異文化交流体験を通して、幅広い知識や視野を獲得することを目的としています。(P.27～P.28)

また外国人留学生に対しては、日本の文化・歴史・産業などを直接体験する研修や地域の人々や日本人学生との交流などを企画・実施しています。特に、「国際交流フレンドシップ制度」では、日本人学生と留学生との定期的な交流を通して、情報交換や相互理解の促進をはかっています。また、外国人留学生在が安心かつ安全な生活

を送るために、日常生活上での助言などを広範囲な分野で行っています。

いずれの事業も日本人学生と外国人留学生が、母国とは違う言葉や文化に触れることを通して、グローバルな視点や感性を身につけてほしいと願って実施しています。

これらの窓口は、B館1階学生支援課です。

20. ボランティア活動

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動です。ボランティアは幅広い分野での活動を通じて、授業だけでは学べない多くのことを体験でき、広い学びに繋がっています。

ボランティアの情報は、学生用ホームページ「ボランティア情報」に随時アップしています。

ボランティア情報 <https://vl.shinonome.ac.jp/>

ボランティア情報掲載のボランティアに参加したいときは、学生支援課へ連絡してください。（※連絡を怠った場合、学研災・学研賠の保険適用外になります。）

※申込後、やむを得ない理由により、ボランティア活動をしなかった場合は、必ず学生支援課へ連絡してください。

※ボランティア証明書の発行を希望する場合は、直接ボランティア先へお問い合わせください。

大学の紹介以外のボランティア活動は自己責任になります。

万一の事故などに備え、保険加入の有無などについて調べておくと安心です。

4. 海外留学に関するインフォメーション

1 .2026年度語学・文化研修プログラム

問い合わせ窓口：B館1F 学生支援課

種類	派遣先	国名	研修期間	滞在形態	女子大学	短期大学
					対象・資格	対象・資格
海外語学・文化研修	ランガラ大学	カナダ	3週間	ホームステイ	女子大学・短期大学合わせて4名まで	

*全てのプログラムは、面接審査等で選考を行います。

*各プログラムの詳細（実施期間、費用等）は、海外プログラム説明会で説明します。

*「海外語学・文化研修」の応募希望者は、ランガラ大学の場合「国際事情研究」の履修登録が必要です。

●ランガラ大学（カナダ）

ランガラ大学は、カナダ・ブリティッシュコロンビア州・バンクーバーに位置する州立大学で、編入教育、キャリア教育、生涯学習を中心とした分野に約20,000名の学生が在籍しています。空港からダウンタウンに向かう途中の閑静な住宅街にキャンパスがあり、公共交通機関を利用した移動にも適した立地となっています。近代的な設備を備えた図書館、コンピュータ室、カフェテリア、ジムなどの施設も充実しており、快適なキャンパスライフを送ることができます。

このランガラ大学への海外留学は、単なる語学研修に止まらず、カナダの地理、歴史、文化などの学習、さらに異文化交流を図ることで、広く国際感覚を養うことを目的としています。

- ・授業科目名：国際事情研究（2単位）
- ・授業方法：演習（集中）
- ・実施時期：夏期休業中 約3週間
- ・滞在形態：ホームステイ



2 .海外渡航について

海外における安全対策強化の一環として、海外渡航に際して、以下の内容を周知、遵守いただきます。

1. 届出の提出

提出先 :B 館1階 学生支援課

様 式 : 本学の海外留学プログラムの場合→「参加者名簿」(プログラム担当者にあります)

その他の海外渡航の場合→「海外渡航届」(学生支援課にあります)

2. 外務省海外渡航サービスへの登録

- ・「たびレジ」(外務省ウェブサイトリンク) :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

3か月未満の海外渡航の方は、この「たびレジ」に登録してください。登録することによって、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール等が受け取れます。

- ・ORR net (Overseas Residential Registration 「在留届」)

(外務省ウェブサイトリンク) :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

旅券法第 16 条により、海外で3か月以上滞在する日本人が住所を定めた際に、その地を管轄する大使館又は領事館(在外公館)に「在留届」の提出を義務付けられています。「在留届」を提出いただければ、緊急事態が発生した場合は、日本国大使館や総領事館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられます。

3. 最新情報の入手

- ・外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省 : <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・WHO : <https://wkc.who.int/>
- ・国立感染症研究所 : <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

5. キャリアサポートに関するインフォメーション

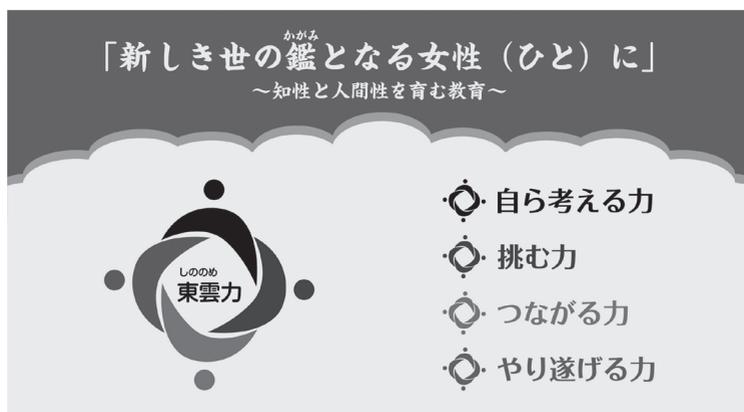
1 .東雲のキャリア教育について

本学では「キャリア」を、職業を対象とした狭い意味だけではなく、より広い意味で捉えています。「キャリア」とは、学習や仕事、諸経験を通して築かれていく人生選択の道程であると言えます。

キャリア支援課は、皆さんが、自分を知り、自分の将来を見つめ、自分のキャリアを形成していくためのさまざまなプログラムを提供し、皆さん一人ひとりのキャリア形成を支援します。キャリア支援課が提供するさまざまなプログラムを、各学科・専攻での専門的な学びと合わせて、あなたのキャリア形成に積極的に役立ててください。

「東雲力」とは

本学ではキャリア教育を通して、「東雲力」を身につけることを目指しています。「東雲力」は、入学する学科・専攻、卒業する学科・専攻にかかわらず本学の学生として、また、卒業生として、生涯にわたって身につけ、伸ばしていくことが期待される能力を示したものです。「東雲力」は、4つの力とそれぞれを形成する具体的な13の力から構成されています。



東雲のキャリア教育でさらに伸ばす4つの力

① 自ら考える力

- 必要に応じて適切な方法を選択して情報を収集することができる。
- 客観的に情報をとらえ分析し、問題の本質を見極めることができる。
- 自己を取り巻く環境や社会の問題に関して疑問をもち、問題の原因や本質を探究することができる。

② 挑む力

- 他者と自己の違いを認め、自己の強みを認識することができる。
- 「やればできる」という思いで、新たな試みにもチャレンジすることができる。
- 目標達成に向けて、自分の意思や判断において自ら進んで行動することができる。

③ つながる力

- 多様な価値観を受け入れ、相手の状況や気持ちに配慮することができる。
- 自らの意見をわかりやすく相手に伝え目標達成に向けて人を巻き込むことができる。
- 自分や他者の役割を理解し、目標達成に向けてお互いに連携、協力して物事を進めることができる。

④ やり遂げる力

- 一度決めたことは、困難や障害があってもあきらめずにやり遂げることができる。
- 状況を見ながら、計画や行動を柔軟に変更することができる。
- 自分にあったストレス処理の方法を知り、対処することができる。
- ストレスやプレッシャーがかかるような状況でも、自分でその要因に働きかけ軽減することができる。

「東雲力」を身につけながらあなたの歩みたいキャリアをデザインし、自分らしい個性と能力を活かしたライフスタイルを確立することを目指してください。

〈キャリアプログラム〉

できるだけ早い時期に職業観・就職観を確立してキャリア形成ができるよう支援しています。自己分析、業界・しごとと研究、公務員試験対策、基礎力強化講座、面接サクセス講座など、充実したプログラムできめ細かくサポートしています。



〈インターンシップ〉

インターンシップを「学生が在学中に自らの専門、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」として捉え、就業体験を通して専門知識の深化と職業適性の自覚を図ることを目的として実施しています。キャリア支援課が窓口として提供するインターンシップ・プログラムは「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会」主催によるものです。

※「大学コンソーシアムえひめインターンシップ部会」インターンシップ・プログラム

松山東雲女子大学、松山東雲短期大学、愛媛大学、松山大学、聖カタリナ大学の5大学が、大学間で協定を結び、愛媛県下の企業、自治体、団体等のご協力のもと、5大学の学生に統一したルールの下でインターンシップ・プログラムを実施しています。

〈就職ガイダンス〉

就職活動が早期化する中で、それに対応できる日程・内容で随時実施し、就職に関する情報を提供しています。ガイダンスの詳細については、キャリア支援課から発信されるメール等の情報を確認してください。

〈編入学ガイダンス・大学院ガイダンス〉

進学を希望する人たちに対する支援もキャリア支援課で行っています。

短大生で4年制大学への編入学を希望する人には編入学ガイダンス、女子大生で大学院への進学を希望する人には大学院ガイダンスを開催しています。

また、指定校制推薦編入学もありますので、関心のある人はキャリア支援課まで問い合わせてください。

〈しのめプラス（社会人講座）〉

「東雲力」を育成するために、「学び足し」「学び直し」ができる講座です。語学・子育て支援・芸術・ビジネススキルなどの分野の他に、資格取得支援の講座も行います。受講料は一般の方の半額です。自分自身の教養やステップアップのために積極的に受講しましょう。卒業生や一般の方にも開放しています。

2. キャリア支援課利用案内

キャリア支援課を活用しよう!!

●「しのキャリ（キャリアタスUC）」登録について

「しのキャリ」は、東雲の学生のためのキャリア支援ツールで**全学生登録必須**です。就職活動を進めるにあたって必要な情報や、キャリア支援課からの重要な案内は、この「しのキャリ」を通じて行います。

登録の際にご入力いただいた、就職・進路等の希望状況に基づき、一人ひとりにきめ細やかな就職・キャリア支援を行っていきます。

●就職や進学に関する情報の宝庫

キャリア支援課には求人情報、企業説明会やインターンシップ情報、各種講座案内、筆記試験対策資料等、さまざまな情報があります。特に先輩方の「受験報告書」「進路決定（内定）報告書」は必見です。

●進路や就職活動中の不安や疑問の解消

就職や進路の個別相談に対応しています。履歴書・エントリーシートの添削等も行っていますので気軽に利用してください。

「しのキャリ」から事前予約が必要です。「キャリア相談を予約する」からお手続きください。

〈求人情報やキャリアプログラム等の情報提供について〉

求人情報については、女子大3年次3月、短大1年次3月から「しのキャリア」にて情報提供を行います。なお、女子大・短大共に、低学年次の学生でも、「しのキャリア」の「求人票・企業を探す」機能から検索することができます。

また、各種キャリアプログラムや就職ガイダンス、学内企業説明会等の情報については、対象となる学科・専攻、学年に応じてメールや、「しのキャリア」内のページにて情報提供を行います。

〈キャリア支援課の場所・利用時間について〉

〈場所〉 B館1階

〈利用時間〉 月～金 8:50～17:50

土・日・祝日・開学記念日(5/2)・クリスマス(12/25)・年末年始はお休み

〈キャリア支援課 直通電話〉

入学後、インターンシップ、キャリアプログラム、求人情報や採用試験等のことで学生の皆さんにキャリア支援課から確認の連絡をすることがあります。必ず、直通電話番号を登録しておいてください。

089-931-7749 089-913-2610

3.しののめ人財バンクについて

在学中だけでなく、卒業後も以下の情報を提供するなどキャリア支援を行っています。

- 就職希望がある場合は求人紹介
- 社会人入試、社会人講座、学び直し講座の案内
- 各種催し物等の案内

ご登録は、登録用フォームにアクセスいただき、必要事項を回答・送信をお願いします。

<https://forms.gle/YVmPZw58F9HD3dwY7>

なお、詳細は卒業時に「しののめ人財バンク」について改めてご案内がありますので、確認をお願いします。

※「しののめ人財バンク」の利用に伴う料金は無料です。



6. 各種手続きに関するインフォメーション

1 .学納金の納入

学納金は、前学期は4月末日までに、後学期は10月末日までの納入を原則としていますが、具体的な金額及び納入期日は「学納金等のお知らせ」で通知します。

学納金未納の学生は、成績の判定が行われず、除籍することがありますので、期日までの納入をお願いします。

2 .学割証

〈電車（JR）〉

- 学割証（学生・生徒旅客運賃割引証）は、片道101km以上の区間を乗車する際に発行します。目安としては、松山発の場合、上りは新居浜（関川駅）より、下りは北宇和島駅より発行します。
- 学割証の有効期間は、発行の日より3ヵ月間です。学割証を希望する場合は、「学割発行申込書」に該当事項を記入し、学生証を添えて学生支援課へ提出してください。なお、発行は、申込手続き日を含めて3日後です。
- 学割証は、他人に貸与又は譲渡してはなりません（不正使用した場合は、3倍の運賃が追徴され、その後は学割利用の特典を受けることができません）。

*団体割引証

- 団体割引は、8名以上で、かつ1名の教職員の引率者がいる団体が、利用する場合に適用されます。申し込む時は、「学長の証明する団体旅行申込書」が必要です。各社ホームページで確認してください。

〈船舶〉

- 船舶会社のほとんどが、学生割引を設けています。割引の有無、割引率等、利用する会社のホームページで確認してください。

〈高速バス〉

- バス会社によって、割引率等が異なります。各自、バス会社に問い合わせてください。

3.各種証明書が必要な場合

証明書が必要な場合は、学生用ホームページ学生支援課「証明書・学割について」の「証明書申請フォーム」から、申し込んでください。

(申込先:学生支援課 ※就職・進学で使用する場合は学生用ホームページのキャリア支援課から申し込み)

証明書	手数料(1通につき)	発行所要日数
在学証明書	200円	申込手続き日を含めて 3日後
卒業見込証明書		
卒業証明書		
健康診断証明書	※英文 1,000円	※英文 申込手続き日を含めて 1週間程度
学業成績・単位取得証明書		
資格取得証明書		
学生身分証明書(学生証)再交付	1,700円	申込手続き日を含めて 1週間程度

4.諸届・願類一覧表

	書 類	提出先	提出期間	備 考	
学業に関するもの	公欠席許可願	教務課	事前に提出することを原則とする。欠席日以後1週間以内(当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。)	学外実習・忌引きなど 学生会活動・クラブ活動 学校感染症P.9別表参照 就職・進学での試験など	
		学生支援課			
		キャリア支援課			
	追試験願	教務課		指定された期間	
	再試験願				
	他専攻履修登録票(女子大)				
他学年履修許可願(女子大・短大) 他学科・他クラス履修許可願(短大)					
学籍に関するもの	休学願	教務課	次学期が始まる前	アドバイザーに事前相談すること	
	復学願				
	退学願				
身上異動に関するもの	保証人変更届	教務課	変更が生じた時	戸籍抄本を添付	
	保護者変更届	学生支援課			
	改姓届				
学生生活に関するもの	受験証明書	キャリア支援課	使用する3日前	就職・進学での試験など 学生身分証明書を添付	
	学割発行申込書	学生支援課			
	ロッカー使用願		使用する1週間前	自賠償保険証写しを添付	
	ロッカー錠取り壊し願				
	バイク通学許可願				
	施設校具等使用願				

※その他、クラブ関係の様式は学生用ホームページに掲載しています。

※本人住所・保護者住所・電話番号の変更があった場合は、学生用ホームページから変更の手続きを行ってください。(保護者氏名の変更は学生支援課窓口に来てください。)

5.学内施設・校具・備品などを使用する場合

本学の施設（教室・校具・備品・校庭などを含む）を使用する時は、使用責任者は原則として1週間前までに「施設校具等使用願」に管理担当者の許可印を受けて学生支援課に提出し、許可を受けてください。

ただし、本学の学生が所属している外部団体が、本学の施設を使用する時は、総務課で「学園施設使用許可願」を記入し、許可を受けてください。

〈提出先：学生支援課 提出期間：使用する1週間前までに〉

	施設・設備	管理担当窓口	書類
施設・設備など使用に関するもの	体育館	体育研究室（体育館2階）	施設校具等使用願
	音楽室	音楽研究室 （D館6階）	
	ピアノ		
	実験・実習室 （備品を含む）	各実験・実習室の 管理責任者	
	教室（実験・実習室を除く）	教務課（本館南1階）	
	視聴覚機器他		
	上記以外のその他の設備・備品	学生支援課（B館1階）	
	D-5-2（情報処理演習室I） 本-3-7（PC自習室）		

●校具・備品などの破損

大学の施設その他窓ガラスなどを破損した時は、速やかに学生支援部長まで「始末書」を添えて届け出なければなりません。

校具・備品などを借り出した後、破損もしくは紛失した時は、使用した者に弁償してもらうことがあります。

学生支援課まで連絡をしてください。

6.学内において火気を使用する場合

学内で火気を使用する時は、次のことに注意してください。

授業時間外に実験用バーナー、コンロなどの火気を使用する場合は、担当教員又は顧問の許可印を受けて、「施設校具等使用願」を学生支援課に提出してください。

7. 各種制度に関するインフォメーション

1. 奨学金

日本学生支援機構奨学金 <https://www.jasso.go.jp/>

1. 奨学金の種類

種 類		月 額	
給付奨学金	自宅通学	第Ⅰ区分 38,300円 第Ⅱ区分 25,600円 第Ⅲ区分 12,800円 第Ⅳ区分(※多子世帯に限る) 9,600円 多子世帯 授業料減免のみ	
	自宅外通学	第Ⅰ区分 75,800円 第Ⅱ区分 50,600円 第Ⅲ区分 25,300円 第Ⅳ区分(※多子世帯に限る) 19,000円 多子世帯 授業料減免のみ	
貸与奨学金	大	第一種奨学金(無利子)	自宅通学:2万円・3万円・4万円・5.4万円から選択 自宅外通学:2万円・3万円・4万円・5万円・6.4万円から選択
		第二種奨学金(有利子)	2万円～12万円の間で、1万円単位で選択
	短大	第一種奨学金(無利子)	自宅通学:2万円・3万円・4万円・5.3万円から選択 自宅外通学:2万円・3万円・4万円・5万円・6万円から選択
		第二種奨学金(有利子)	2万円～12万円の間で、1万円単位で選択

※給付型奨学金の受給者は第一奨学金の貸与額に制限があります。

2. 募集時期

- ・4月初旬。(その他に募集があった場合には掲示等でお知らせします)
- ・家計急変、災害などで学資に困った時は、随時、学生支援課に申し出てください。

同窓会奨学金

(雪びら奨学金) 奨学金:3万円

学業・人物ともに優秀な学生に対して、松山東雲学園同窓会より奨学金が支給されます。

2. 栄誉賞

二宮邦次郎賞

松山東雲学園創立者二宮邦次郎先生を記念して設けられたものです。学業、人物ともに優秀な者に授与されます。

3. 学生教育研究災害傷害保険(入学時に全員加入しています)

正課中(授業中)・課外活動中などの損保対象となる事故に対し、保険金が支払われます。手続き(事故の通知、保険金の請求手続き)の必要がありますので、学生支援課へ連絡してください。

保険金が支払われる事故の範囲

- ・学生教育研究災害傷害保険普通保険

大学の教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。
ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行って
いる間を除きます。

- ・通学中等傷害危険担保特約

住居と学校施設等との間の通学、学校施設の移動中に発生した身体の傷害事故。
ただし、バイク通学未登録者・自動車通学者は除きます。

保険金が支払われる治療日数

正課中(授業中)・学校行事中・実習中・インターンシップ中他	治療日数1日以上	入院の場合は、 1日目から保険金 が支払われます。
上記以外で学校施設内にいる間(クラブ活動除く)	治療日数4日以上	
通学中・学校施設の移動中	治療日数14日以上	

大学に届け出た課外活動中(学校施設
内外を問わない)

4.学研災付帯賠償責任保険(入学時に全員加入しています)

日本国内外において、学生が、正課中・学校行事中・課外活動中及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

補償の対象となる活動範囲

- ・正課(授業)、学校行事、課外活動中、又は課外活動に位置付けられるインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復時。※ただし、学校が上記の活動を正課、学校行事または課外活動と位置付けている場合に限る。

補償の対象となる場合

- ・上記「補償の対象となる活動範囲」活動中に、他人の身体に障害を負わせた場合、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負ったとき。

補償の対象となる事例

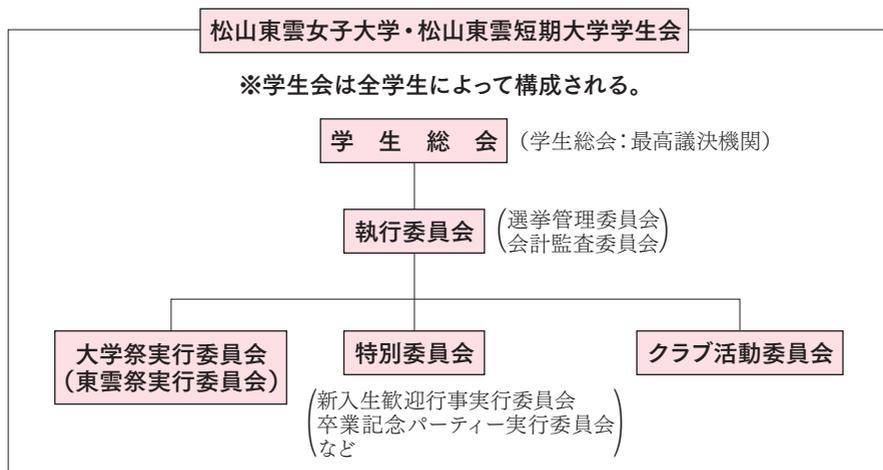
- ・大学祭で焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった場合。
- ・正課でインターンシップ活動中、派遣先の機械を使用し誤って壊してしまった場合。
- ・自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆にひっかかり歩行者が転倒し、けがを負わせてしまった場合。

8. 正課外活動に関するインフォメーション

1. 学生会活動

学生会活動とは、本学学生の自治的・組織的な諸活動をいいます。各種行事・クラブ活動などを始めとし、学生生活全般を充実した有意義なものにするため、学生自らが組織し取り組む活動です。本学学生はすべて学生会の構成員で、そのことにより様々な権利を有します（詳しくは、学生用ホームページの学生会会則を参照）。その権利を守り、自らの手で学生生活をよりよいものにするために、学生会活動とはどのようなものかをきちんと理解しておく必要があります。

2. 学生会組織図



学生会の組織は上の図のようになっており、所定の手続きにより選出された各委員が運営にあたります。各委員の選出方法は、会則を参照してください。学生会主催の行事としては、**ウェルカムセミナー**（4月）、**学生総会**（5月）、**大学祭**（11月）、**卒業記念パーティー**（3月）などがありますが、それらは各委員会によって運営されます。

自分たちの思いを形にしたい、皆が学生生活を楽しめるように何かをしたい、そういう方は委員会に入ってください。興味のある方はB館1階「学生会室」へ来てください。

3. 大学祭

毎年11月に大学祭（通称:東雲祭）が催されます。内容は、クラブ・同好会の演技・演奏やゲストの公演、学科展示・バザー・催し物などです。大学祭は、大学祭実行委員会を結成し運営します。4月下旬から準備を始め、テーマ、ポスター、ゲスト、

企画などを決定していきます。実行委員には大勢の学生が参加します。また各企画にも学生の参加を呼びかけます。大学祭は、日頃の活動の成果を発表し、また地域社会の人達と交流することを目的としています。

文化クラブにとっては、年度のうちに大きな発表の機会となります。計画を立てて取り組みましょう。

4 .クラブ活動

大学生活において、幅広い教養と専門領域の知識を深める正課活動（授業）が最も重要ですが、正課外活動（学生会活動・クラブ活動など）も学生生活に潤いを与え、人間として成長するために重要です。

正課外活動は女子大・短大や学年・学科・専攻という枠を超え、学生一人ひとりが主体的に選び、趣味や目標を同じくする人達と協力しながら取り組んでいます。まさに学生時代にしか味わえない「学生生活の楽しみ」と「友人とのつきあい」を提供してくれる場です。一人でも多くの学生が正課外活動に参加し、技術・知識を高めるとともに友情を培い、充実した学生生活を送ることを期待しています。

クラブ・サークル [2026年2月現在]

文化クラブ

- アートクラフト
- 園芸
- 軽音
- 茶道
- 東雲 V.Y.S. (休部)
- しのめバルーンアート
- 書道がーるず (休部)
- すういんぐがーるず
- 着装
- パソコン部R (休部)
- 邦楽 (琴)
- 漫画研究
- しのめことば研究部

体育クラブ

- 弓道
- 柔道
- スキー (休部)
- ソフトテニス
- ダンス
- バドミントン
- バレーボール
- フットサル (休部)
- 少林寺拳法

同好会

- オールスポーツ (休部)
- 卓球 (休部)
- モルック (休部)
- 松山東雲女声合唱団 (休部)
- 硬式テニス
- ボッチャ

その他正課外活動

- 生協学生委員会 (AUBE)
- 学生チャペル奉仕者

詳しくは本学ホームページ「学生生活」「クラブ・サークル・学生会活動」を見てください。ブログ形式で女子大生らしい可愛らしいっぱいの記事がたくさんあります。是非一度ご覧ください。

「Voice」 <https://voice.shinonome.ac.jp/>

9. チャペル・アワー

1. キリスト教精神による教育とチャペル・アワー

見識を深め、視野を広げるとともに、心静かに自己と向き合うひとときを提供するチャペル・アワーは、本学にとって大切な「学び」と「出会い」の場です。

1. チャペル・アワーとは何か

チャペル・アワーは、本学のキリスト教精神に基づく教育をキャンパスの生活全体の中で実践するために実施しています。大学という高等教育に相応しい知的な学びの場であるだけでなく、心を豊かにする場でもあります。

チャペル・アワーは、聖書を読み、賛美歌を歌い、平和を願う祈りを共にする等、キリスト教の礼拝の形を取り入れています。信教の自由や、教育機関に求められる公共性などに配慮して行っており、名称も「チャペル・アワー」としています。

毎回、キリスト教会の牧師や学外の方々、学内の先生方からメッセージを聞き、教養として知的にキリスト教に触れ、文化・芸術・思想に対する見識を深めるとともに、生きる上で大切なことを学びます。

この他、音楽チャペル、二宮邦次郎（創立者）賞や同窓会の雪びら奨学金授与式、クリスマスの行事、キャンパス内こども園の園児が参加するプログラムもあります。このように多彩なチャペル・アワーは、キリスト教精神に基づく大学の学びとさまざまな出会いの場であり、みなさんにとってかけがえのない時間となることでしょう。

2. チャペル・アワーの時間

大学・短期大学合同で、火曜日1限（午前9：00 開始）、愛真館2階のチャペルで実施します。詳しいスケジュールや内容は、掲示・配布される予定表で確認してください。

3. その他

なお、教会への出席を考えられる時には、大学近隣の「**教会一覧**」を参考にしてください。同一覧に掲載のない教会で、「キリスト教会」という名前を掲げ、大学で指定しているような聖書や賛美歌を使用している場合、実際はマインドコントロールを行い、反社会的な活動へと勧誘する団体もあるので十分に気をつけましょう。これは仏教系等、他宗教においても同様です。

教会（や他の宗教団体）を訪ねる前、また通い始めてからも、心配なことや疑問に思うことがあれば、気軽に宗教主事（愛真館2階宗教主事室）、キリスト教センター、または学生支援課に相談してください。



10. キャンパス・ライフ、悠々ガイド

1. 一人暮らし

親元を離れた一人暮らしを健全で有意義に送るためには、まず自己の生活を厳しく律する強い意思が必要です。また、社会の中で生活していくわけですから、社会人としての自覚と責任をもって行動することも大切です。

住所・電話番号を変更した場合は、速やかに学生用ホームページの「住所・電話番号変更」から変更してください。

基本的なルールの厳守

社会生活を送るうえでの最低限のルールは、他人に迷惑をかけないということです。夜遅くまで騒がない、ゴミは分別し、各地域の指定された日や場所に捨てるなど、基本的なルールを厳守してください。

2. アルバイト

アルバイトを希望する学生は、『松山学生アルバイト求人情報システム』を利用してアルバイト情報を検索・閲覧することができます。

学生用ホームページからアクセス可能となっています。

本学では、危険を伴うもの・健康を害するもの・教育的に好ましくないものは禁止しています。アルバイトは、学業に差支えない範囲で行ってください。

また、本学に届いたアルバイト情報は、B館1階学生支援課のファイルに綴っているのでご自由にご覧ください。

外国人留学生は、「外国人留学生ガイドブック」を参照してください。

アルバイトのトラブル相談窓口

無理なシフト、残業代未払などのトラブルで困っている場合は、労働委員会が無料で労働相談やあっせん等を行っています。

相談窓口：愛媛県労働委員会 089-912-2996（直通）

3. 国民年金「学生納付特例制度」

20歳になると国民年金に第1号被保険者として加入しますが、学生の間は国民年金の保険料を納めることを猶予し、社会人になってから保険料を納める制度「学生納付特例制度」があります。詳しくは、市区町村の国民年金窓口にお問い合わせください。

4 .考えよう、 たばこのこと～女性の身体と喫煙の害～

たばこの煙には、約 200 種類の有害物質が含まれており、そのうちの約 40 種類が発がん物質です。喫煙による病気という「肺がん」を思い浮かべがちですが、女性が喫煙することで、身体への悪影響がたくさんあります。

肌への影響

肌荒れ、シミ・シワが増える

お口への影響

歯の黄ばみ・黒ずみ、歯周病

女性ホルモンへの影響

生理不順、不妊

がんになるリスクを高める

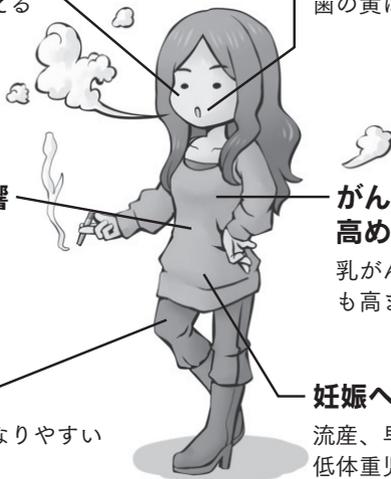
乳がん・子宮がんのリスクも高まる

骨への影響

骨量が減り、骨粗鬆症になりやすい

妊娠への影響

流産、早産、胎盤早期剥離、低体重児の出産、死産、新生児早期死亡



自分だけじゃない！ 一受動喫煙の恐ろしさ

自分はたばこを吸わないけれど、他人のたばこの煙（副流煙）を吸ってしまう事を受動喫煙といえます。たばこの有害物質は副流煙により多く含まれることがわかっています。喫煙は、喫煙者自身の健康への影響に加え、周囲の人たちの健康にも影響を及ぼします。

5 .ネチケットを守ってSNS利用上トラブルを回避しよう

Facebook、LINE、Instagram、X（旧 Twitter）等の SNS におけるトラブルが多発していることは、昨今のマスコミ報道等で把握していることと思います。安易に書き込みをしたため、損害賠償訴訟や刑事事件にまで発展し、その後の人生に深刻な影響を及ぼす事態に陥るケースが大きな社会問題となっています。

本学では、学生の皆さんが、トラブルに巻き込まれないために、以下のネチケットを守り、学生の皆さんに自覚あるネット利用をお願いしています。

ネチケットとは、ネットワークとエチケットという言葉を組み合わせてつくられた造語で、インターネット利用上でお互いに守るべきルールやマナーのことを言います。

1. 相手のことを知らないまま返事したり、会ったり、物を買ったりしない。
2. 情報は公共の場で閲覧されても大丈夫な内容ですか？
SNS 上で発信した情報は、他者にコピー・スクリーンショットなどされると、回収は不可能です。自分で削除しても、複数ある検索サーチの情報記録から完全に除去しない限り、ネット上にはキャッシュ（書き込んだ情報に関する記録）として残り続ける。上記を踏まえたうえで、投稿するか、しないでおくか、しっかり判断しましょう。
 - ・他者（家族・友人を含む）の情報（写真・動画を含む）を許可なく投稿しない。
 - ・他者を誹謗・中傷する情報を発信しない。
 - ・アルバイト等の職務上、知り得る情報を発信しない。
 - ・モラルに反する発信は行わない。
3. プロフィールや個人的な情報、写真を閲覧されないよう、限定公開やプライバシー保護の設定を行う。アカウント、パスワードの管理をしっかりしましょう。友人に貸してはいけません。
4. ネット上のウィルスから保護をするためのソフトはインストールしていますか？
 - ・自分から発信しなくても、あなたの個人情報を読み取ろうとしているネット上のウィルスが存在します。

ネチケット等について詳しくは、下記のホームページを参照してください。

- ・「インターネットを利用する方のためのルール&マナー集」（出典：財団法人インターネット協会）

<http://www.iajapan.org/rule/rule4general/main.html>

- ・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/legal/09.html

SNS は、貴重な情報交流の場です。学生の皆さんが、大切な情報をやり取りすることで、短期間に多くの人とつながることが可能です。しかし、その多くの人とは、皆さんの知らない不特定多数の他人であることを忘れないでください。また SNS の利用にあたっては、言葉の使い方に注意し、自分の発信した情報は、簡単に取り戻すことができないことを自覚しましょう。

学生支援部・教務部・情報メディアセンター

6 .防犯で安心

女性を狙った痴漢やわいせつなどの犯罪が増えています。犯罪から自分の身を守るための対策として、不審な人・場所・時間帯を常に意識しましょう。ほんの少しの心がけが被害防止につながります。

おかしいと感じたら近くの警察署（松山東署：089-943-0110、松山西署：089-952-0110、松山南署：089-958-0110）へ連絡し、緊急時は110番通報しましょう。また、学生支援課にも必ず状況を報告してください。

7.カルトに気をつけよう ー手遅れにならないためにー

新生活やサークル活動の中で、正体を隠して特定の思想や宗教へ勧誘するカルト団体の勧誘に注意してください。

一度入り込むと、次第に金銭や時間を奪い、周囲との人間関係を断たせようとする特徴があります。安易に個人情報や教えたり、ひとりで抱え込んだりせず、少しでも不安を感じたらアドバイザーや教員、学生支援課などに相談してください。

こんな場合は要注意!

1. 自分たちの正体を隠すので、途中から言うことが変わってくる。
2. 学生から見ると法外なお金の要求をされる。
3. 恐怖をあおるような勧誘をされる。
4. 個人の嗜好や人生観等や家族・友人との関係を否定される。

大切なことは

どんなに親切そうな人でも知らない人には関わらない。住所や電話番号の他、ラインIDやメールアドレス等を教えない。先輩や友人からの紹介でも怪しいと思ったらきっぱりと断る。友達や家族に相談する（悪質な団体はそれをさせない）。

この問題で困っていることがあれば、アドバイザー、教員、学生支援課などに相談してください。

8.絶対ダメ!あなたの未来を奪う薬物乱用

大麻等の不正薬物はその使用だけでなく、所持や栽培・製造あるいは販売行為も重大な犯罪行為であり法律で厳しく罰せられます。また、インターネット等により栽培目的で種子を購入することも警察の取締対象となっています。

違法薬物を乱用することは、犯罪であるばかりでなく、薬物に依存する悪循環に陥り、自分の意思で止められなくなり、身体、生命に危害を及ぼすこととなります。気軽な気持ちやファッション感覚で薬物等に手を出し、一生を台無しにしないように薬物乱用の甘い罠に十二分に気を付けるとともに、決して薬物等には関わらないようにしてください。

もし、薬物使用を勧められても、良識をもってきっぱりと断りましょう!また、身近に薬物使用に関する情報等を耳にした場合や、学内において不審な人物や行為を見かけた場合は、速やかに学生支援課までご連絡ください。

9 . 架空請求

「軽い気持ちでアクセスしたら、高額な登録料を請求された」「メールやショートメールに書かれていたアドレスや広告をクリックしたら、いきなり有料サイトの利用料金を請求された」など、突然身に覚えのない料金の請求を「はがき・メール・電話」で行う架空請求。相手方に連絡したり支払いをすると個人情報流れ繰り返し請求されることになります。**対処方法は「完全無視」 & 「守秘」。怖くても、使ってなければ支払う必要はありません。自分からは連絡せず、そのまま無視しましょう。**

10 . 「悪質商法」とは

若者を狙う悪質商法の手口はますます巧妙になっており、被害に遭っても本人が気づかず、マスコミ報道等でやっと騙されたと気づく場合もあります。

悪質商法は優しい口調で、高度なテクニックを駆使し、決して人を騙すような素振りを見せませんが多額のローンを組まされ、契約後には、態度を変えて、解約にも応じてくれないばかりか、電話さえも通じなくなる場合もありますので、うまい話には決して乗らないでください。

※近年インターネット通販でのトラブルが増えています！

手軽で便利なはずのインターネット通販ですが、油断していると「**ニセモノが届いた**」、「**商品が届かない**」などのトラブルに巻き込まれる危険性もあります。詐欺サイトや正規の企業名を表示した偽サイトが多くなっているので、十分注意してください。

11 .モノなしマルチ商法

「モノなしマルチ商法」という新たな儲け話が広がっています。友人や SNS で知り合った人から、勧誘されるケースも多くみられると言われています。事業者の実態や儲け話の仕組みがわからない勧誘には気をつけてください。友人に誘われて断る勇気が必要です。

◎「マルチ取引」とは

商品・サービスを契約して、次は自分が勧誘者となって次の買い手を探し、紹介料などを得る商法です。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴です。

◎「モノなしマルチ商法」とは

暗号資産（仮想通貨）や海外事業等への投資など、具体的な商品がないマルチ商法です。儲かることばかり強調されるが実態や儲かる仕組みが不明なケースが多く見られます。

12 .クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

あきらめてしまわずに、速やかに手続きを行ってください。

手続きなど詳しい内容については、愛媛県消費生活センターのホームページを確認するか、窓口にご相談してください。

愛媛県消費生活センター

住 所：松山市山越町450番地（愛媛県男女共同参画センター1階）

電 話：089-925-3700

13 .性のトラブル ～自分は大丈夫とっていない？～

20代の女性に急増している「梅毒」。梅毒などの性感染症は自覚症状がなかったり、症状が出て判断が難しい場合があります。また、梅毒にかかっていると、エイズの原因となるHIVの感染率を2倍以上に高めると言われており、予防とともに、早期発見・早期治療が大切です。

保健所では、無料・匿名で検査や相談が受けられます。

（検査時期は感染の危険があった日から3か月以上経ってから）

保健所名	検査項目	受付・相談電話番号	検査日	検査結果
愛媛県中予保健所 松山市北持田町132	エイズ 梅毒	089-909-8757 内261 月～金曜日 8:30～17:15 (要予約)	毎週水曜日 13:00～14:00	検査当日
松山市保健所 松山市萱町6丁目30-5	B型肝炎 C型肝炎	089-911-1815 月～金曜日 8:30～17:15 (要予約)	毎週月曜日 11:00～13:00	1週間後

1人で悩まず、ご相談ください！

無防備な性行為は、性感染症にかかる危険性はもちろん、計画していない妊娠にもつながります。

自分は大丈夫と思わず、病気や予防法についての知識を身に付けましょう。



14 .デートDV ～1人で悩まないで～

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のことです。その中でも、恋人間で起こる暴力が「デートDV」といわれています。

- 殴られたり、けられたり、髪の毛を引っ張られたりする
- キスや性行為を強要される
- 携帯電話のメールや通話履歴などをチェックされる
- 「別れるんだったらこの前撮った写真をばらまくぞ」と言われた
- 自分以外の異性と口をきくと約束させられる



これはデートDVのほんの一例です。

デートDVを受けた人は「自分が悪いから仕方ない」「優しい時もあるから」と思いこんでしまう…。でも、あなたは悪くありません。もう1人で悩まないでください。

専門の相談機関もあり、無料・匿名・秘密厳守で相談できますので、安心してください。

性暴力被害の相談は

えひめ性暴力被害者支援センター

24時間対応

「ひめここ」

☎089-909-8851・#8891

デートDVについての相談は

緊急の場合は110番

警察相談専用電話#9110

24時間対応

愛媛県福祉総合支援センター ☎089-927-3490

月～金 8:30～17:15 #8778 (女性相談支援センター)

毎日 18:00～20:00 ※祝日、年末年始を除く

愛媛県男女共同参画センター ☎089-926-1644

火～金 8:30～17:30

土・日 8:30～16:30

15 .学生懲戒について

大学生活において法律に違反する行為や学生の本分に反する行為は懲戒の対象となります。「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学の学生の懲戒に関する基準」を確認してください。

懲戒処分を受けた場合、進級、卒業が遅れる場合があるだけでなく、奨学金が取り消される等の不利益が生じる可能性があります。

本学の懲戒処分としては、重い順に、「退学」「停学」「訓戒」の3種類があります。

懲戒の対象行為が行われた背景、結果、影響等を総合的に判断して、処分内容を決定します。

詳しくは学生用ホームページの「学生懲戒について」をご確認ください。

●学生用ホームページ学生懲戒について

<https://student.shinonome.ac.jp/archives/3998>